

特定疾患処方管理について（追加）

○特定疾患処方管理は、生活習慣病等の患者に対して、病態分析を行うとともに処方管理を評価したものである。

病態分析とは、患者の当該主病の程度、合併症の有無や程度、既往歴、年齢、妊娠の有無や状態などを総合的に分析するものである。

処方管理とは、薬剤側の管理事項として薬剤の副作用情報、飲み合わせなどの相互作用、慎重に投与すべき場合の量と間隔などがあり、患者側の管理事項として、職業（例えば出張が多い等）やコンプライアンス（患者の理解の程度）などがある。

○長期投与（連用）の場合、発疹や動悸の出現などの短期投与による影響以外に特に以下の事項に注意する必要がある。

- 薬剤の代謝に関連する事項・・・腎機能や肝臓機能の低下
- 精神・神経作用の発現・・・
不随意運動、不眠、うつ状態、手足のしびれ
- 消化器症状の発現・・・便秘、るいそう
- 薬剤耐性の発現・・・抗生物質の長期連用により薬剤耐性が生じ、効果が失われてしまうこと
- 歯肉肥厚の発現
- ビタミン欠乏や倦怠感の発現
- 無月経の発現

有床診療所における人員配置等について（追加）

医師数別有床診療所数

医師数 (常勤換算)	～1人	～1.5人	～2人	～2.5人	～3人	3人～	合計
有床診療所数	9,335	2,137	2,799	727	542	638	16,178
診療所割合	57.7%	13.2%	17.3%	4.5%	3.4%	3.9%	100.0%

(平成14年 医療施設調査)

一般病床入院基本料届出区分別有床診療所の状況

届出区分	I 群1		I 群2	I 群3	II 群3	II 群4	合計
	10～14人	15人～	5人～	1人～	1人～	—	
看護職員配置	10～14人	15人～	5人～	1人～	1人～	—	
診療所数	1,046	533	3,622	2,713	503	2,508	10,925
病床数	16,474	8,857	49,848	27,089	5,315	22,149	129,732
患者数	11,957	6,627	30,691	9,400	2,253	2,735	63,663

(平成15年 保険局医療課調査)

- 慢性期の入院については、平成 10 年の医療法改正により有床診療所にも療養病床が設定されたところであるが、慢性期以外の入院についても、小回りの効く特性を生かし、
- ・ 地域の救急医療体制への協力（夜間診療体制）
 - ・ 一定程度の手術（内視鏡検査・手術等）を積極的に実施
 - ・ 一時的な入院機能を生かした在宅医療の充実 など、
- 地域医療の中で重要な役割を果たす医療機関が見られている。